

○バリアフリー工事例

	内容
①	住宅内部及び住宅と外部をつなぐ通路等への手すりの取り付け
②	住宅内部及び住宅と外部をつなぐ通路等の段差の解消
③	住宅内部及び住宅と外部をつなぐ通路等の滑り防止及び円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④	引き戸等への扉の取替え
⑤	和式便器から洋式便器への取換え, 洋式便器の向き・高さの変更
⑥	その他全各号の工事に付帯して必要となる工事

【参照】

- ・ 宇都宮市住宅改修事業費補助金交付要綱別表第1 (第3条関係)
介護保険法(平成9年法律第123号)第45条1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の改修工事
- ・ 厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類(平成11年3月31日)(厚生省告示第95号)